

2022年 後見活動支援費の申請について

ばあとなあ兵庫では「報酬・実費共にない事案」に対して、下記のとおり実費相当額を支給することにしています。該当する事案を受任している方は、期限までに申請してください。

また、実費補償をしてもなお、後見活動支援費予算に残があれば、「報酬のない事案」に対して後見活動費を支給しますので、実費はあるが「報酬のない事案」についても、同時に申請してください。

1 実費補償

(1) 支給対象

以下の4条件を満たしている事案に対して支給。

② ばあとなあが候補者として推薦した事案

② 2022年1月1日から12月31日に家庭裁判所に報酬付与申立をした事案

③ 2022年1月1日から12月31日に、ばあとなあに活動報告書（新規・定期・終了の該当があるもの）を提出した事案

④ ばあとなあ兵庫以外の成年後見等報酬助成制度より助成金支給がない案件

(2) 支給額

報酬付与申立の職務期間に支出した交通費等の実費相当額

(3) 申請方法

① 事案毎に「**後見活動支援費実費補償申請書・同明細書**」に必要事項を記載し、ばあとなあ事務局に提出してください。**申請書と同明細書をメールに添付、もしくは郵送してください。**

※書式は兵庫県社会福祉士会のHP・会員専用ページよりダウンロードできます。

提出先&
問い合わせ先 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5F
兵庫県社会福祉士会 ばあとなあ兵庫事務局 TEL 078-222-8107
Mail partner-jimu@hacsw.or.jp

② 申請期間は2023年2月1日から2月28日の間

*この期間に必ず申請してください。期間内に申請がない場合は、支給できないことがあります。

(4) 支給方法

申請書記載の口座に3月中に振り込みます。

2 後見活動費の支給

(1) 支給する場合

実費相当額を支給してもなお、後見活動支援費予算に残がある場合

(2) 支給額

予算残額を「報酬・実費共にない事案」及び「報酬のない事案」の総数で除した金額上限を1ヶ月あたり5000円とします。

(3) 支給対象・申請方法・支給方法

実費補償に同じ